

8. 1. 27
勤労者福祉センター (2-2会議室)
健康福祉部 保険課

令和7年度第2回松本市国民健康保険運営協議会 議事録

- 保険給付担当係長
開会の宣言

あいさつ

- 健康福祉部長

おはようございます。ただいまご紹介いただきました健康福祉部長の加藤と申します。本日はこの寒波厳しい折、また、2回の開催がある中、ご出席いただきましてありがとうございます。

皆さま方には、国保事業の運営に当たりまして、日頃よりご理解ご尽力いただいておりますことをこの場をお借りしまして、改めて感謝申し上げます。

さて、令和6年6月に「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律」が成立し、少子化対策の財源に充てるための「子ども・子育て支援金制度」が創設されました。子ども子育ての支援を全ての世代、それから社会全体で支えていくために、今年4月、令和8年度から医療保険料とあわせまして納付いただくもので、保険者ごとに保険料税率を定めるものでございます。

また、長野県は今後、県内の保険料水準の統一を目指すこととしており、本市といたしましても、保険料水準の統一に動き出すこととなります。そのためには、保険税率設定の課題、今後の収支不足の見通しなど、皆さまに丁寧なご説明をさせていただきながら、いっそう適正な事業、財政運営に努めていく必要があると考えております。

本日を含め、1月30日（金）にかけて今後の財政運営や子ども子育て支援金分について、そして松本市の国民健康保険特別会計の予算状況及び保健事業や制度改正等についてご説明申しあげる予定となっております。国保の運営状況や課題、今後の見通しにつきまして、皆さまにご理解いただきまして、忌憚のないご意見を頂戴したいと思っております。よろしく願いいたします。

- 会長

おはようございます。本日は第2回国民健康保険運営協議会にご出席いただきありがとうございます。現在の国保の状況としまして、高齢化や医療の高度化によって医療費の増加が続いております。

一方で、社会保険の適用拡大により国保被保険者自体が減少しており、日々厳しい状況が続いています。そんな状況下で、安定した事業運営ができるように、私達の方でしっかりと議論をしていきたいと思っております。先ほど部長からお話がありました通り、本日は子ども・子育て支援金分の税率改定について、諮問

を受けるということをお聞きしております。また、今後の財政運営についての報告があると思います。

非常にタイトな日程となっておりますので、次回1月30日に、こちらで子ども・子育て支援金分の税率改定の案件の答申案を作成し、当協議会を通して市長に答申をすることとなっております。

本日、そして次回と非常に重要な協議会となりますので、皆さまご協力をお願いいたします。それでは、本日もよろしく願いいたします。

○ 係長

ここで、国民健康保険法第11条の規定に基づき、健康福祉部長から当協議会に諮問を申しあげます。

—諮問—

関係機関の異動に伴い、1名の委員の交代がありましたので、お手元の次第の委員名簿をご覧ください。名簿の右端に新と表示された方が新たに委員となられた皆さまです。ご紹介申し上げますのでその場でご起立いただきますようお願いいたします。松本市民生委員児童委員協議会会長の朝倉康直様です。朝倉様の机の上に委嘱状を置かせていただきましたので、ご確認いただければと思います。皆さまどうぞよろしく願いいたします。なお、本日ご欠席された委員の皆さまについて、お名前を申し上げます。

—欠席委員の紹介—

—事務局自己紹介—

○ 保険給付担当係長

それでは、ただいまから議事に入りたいと思います。会議の議長は、松本市国民健康保険運営協議会規則第4条第2項の規定により、会長が務めることになっております。澤地会長、議事進行をよろしく願いいたします。

○ 会長

それではただいまから、「令和7年度第2回松本市国民健康保険運営協議会」の議事に入ります。皆様のご協力をよろしく願いいたします。

会議に先立ちましてお諮りいたします。報道関係等からの取材の申し出がありますが了承してよろしいでしょうか。

—異議なし—

異議がないと思われますので傍聴者の入場を許可したいと思います。

続きまして、本日は13名の委員の皆さまのご出席と、8名の欠席委員の委任状により、過半数を超えておりますので、規則5条第1項の規定により会議が成立しておりますことをご報告いたします。

本日ですが、協議事項及び報告事項がございます。質問などがございましたら、事務局は随時回答をお願いします。それでは、諮問につきまして、まず報告第

1号「松本市国民健康保険の今後の財政運営について」事務局から説明をお願いします。

○ 保険課長

－ 説 明 －

(報告第1号 松本市国民健康保険の今後の財政運営について)

○ 会長

ありがとうございます。ただいまの説明に対しまして質疑等ありましたらご発言をお願いいたします。

－ 質疑応答 －

○ A委員

形式収支はプラマイゼロですが、単年度の赤字が出ているというのはどのような構造でしょうか。

○ 保険課長

単年度収支につきましては、全体の形式収支から前年度繰越金を除いたものです。今の歳入、保険税になりますが、保険税水準を令和4年度に引き下げております。その時に、単年度収支が赤字になるように引き下げていて、令和3年度末の黒字が8億円程度ありましたので、8億円の前年度繰越金を少しずつ取り崩しながら、令和6年度まではいきましようという想定でした。余分に保険税をいただく必要はありませんので、今黒字が8億円少々あるのであれば、それを使いつくしたところまではいきましようという考えで、引き下げています。

令和6年度末には、形式収支がほぼ0になる見込みでしたが、実際には繰越金があって、令和6年度、7年度、8年度も、少し当初予算ベースでは赤字が出ますが、ほぼ前年度からの繰り越しで行けるだろうということで、8年度の税率改定はなくていいというのが今の状況です。

○ 会長

その他ございますか。では、こちらについてはないようですので、続きまして協議第1号について保険税課長よりご説明をお願いします。

○ 保険税課長

－ 説 明 －

(協議第1号 子ども・子育て支援金分の税率改定について)

○ 会長

ありがとうございます。ご説明していただいた内容について不明な点について確認をお願いします。

なお、税率改定に関するご意見につきましては、次回1月30日の運営協議会の場面でお聞きしたいと思います。次回欠席予定の皆さまにおかれましては、机の上にご意見をお書きいただく用紙を置かせていただいておりますので、そちらへ意見を記載の上、事務局へFAXまたはメールにて29日までにお送りください。それでは、ご質問ある方、挙手にてお願いいたします。

○ B委員

念のため確認なのですが、7ページのモデル③のところで、給与所得83万円と書いてあるのですが、年間で83万円ですか。

○ 保険税課長

そうですね。まずは所得の出し方ですが、収入から給与であれば給与所得控除を引いたり、年金であれば、公的年金等控除を引いた上で、出された金額がここに書かれている所得という形になります。ですから、結論から申しあげますと、それが所得の年額ということになります。

○ B委員

計算する方法に基づいているのですね。承知しました。ありがとうございます。

○ 会長

その他ございますか。

○ B委員

先ほどの説明にも関連しますが、応能割と応益割を今のベースに案①を考えたとのことですが、県が示している標準割合の49：51というのは、県がその通り示しているのでしょうか。というのは、比較的応能割が高いほど、やはり所得の福利のようなメリットがあると考えていたのですが、先ほどの説明で、応益割にすることによって、支援が国から入るという説明があったのですが、きちんと所得に応じていくらの保険料になるというような文字として、「モデル別の支援金」があると思います。

先ほどの説明の中に応益割にすると補助が受けられる、安くなるという説明を受けたと思いますが、そのあたりの構造をわかりやすく示した資料を用意することができないかという質問です。

それから、県が示す標準的な割合というのが、これは県が単独で示しているだけなのか、あるいは厚労省が割合の方向性を指示しているのか、この点についても質問したいと思います。

○ 保険税課長

応益割が増えることによって、全体がどうなるかというような分かりやすい図があればということで、できる限り分かりやすくする努力をさせていただきな

ら、次回この場でお示しできればと思いますので、よろしくお願いいたします。

都道府県の標準的な割合というのは、県独自の基準で決めている訳ではなく、それぞれの都道府県ごと同じ基準に基づいて決めているということになります。ですから、今資料がなくていけません、首都圏と比べたらどうというのは分かりかねます。いずれにしても、県独自の基準で決めている訳ではなく、あくまでも国全体の基準として算出されている割合ということで、ご理解いただければと思います。

○ 会長

その他はよろしいでしょうか。

○ 会長

議長からも確認したいと思います。7ページのモデル別の支援金額というのは、先ほどの説明にもあったのですが、応能割を下げたり、応益割の方で結局負担があるという話がありましたが、そのような懸念を踏まえた数字という認識でよろしいでしょうか。

○ 保険税課長

6ページの表にございます案②、案③という形で税率案を示ささせていただいているのですが、1番下、一人当たりの調定額ということで、案①から案③に向かうにつれて減額されております。これはなぜかといいますと、税の軽減を考慮した結果ということで、集める必要のある保険料、保険税額が、少なくて済むということで示されておりますので、軽減を考慮した結果となっております。

○ 会長

ありがとうございます。その他ございますか。

○ 会長代理

6ページの例でいうと、案①から案③に向かうにつれて、1人あたりの調定額は下がっていますよね。一方で、7ページになると、モデル①からモデル③については、案①から案③にかけて上がっていますよね。モデル④につきましては、案①から案③に向けて下がっているというような逆転現象が起こっていますが、このからくりを教えてくださいませんか。

○ 保険税課長

今お話がありましたとおり、案①から案③に向かうにつれて所得割は減少すると、均等割、平等割については増額するということになっています。

先ほど説明はさせていただいたのですが、所得割の減額による減少の額と、応益割と呼ばれている均等割、平等割の増額との兼ね合いで、モデル①からモデル③は所得割で下がった分よりも応益割として上がった分が上回ったので、結果と

して税額は上がった、端的に言ってしまえば、低所得者の方でこういうことが起こりうるのです。

逆に、モデル④のように、所得割で下がる割合が応益割で上がる部分よりも大きいということになる結果として、税額が下がったというところでは、一番は、所得によって逆転現象が起きてしまう人と、逆転が起きない人が出てくるということでございます。

○ 会長代理

ありがとうございました。では、こう考えればよろしいでしょうか。所得が低い世帯については、案①の方が現行では有利ということで、将来的には上がる可能性がある、このような考えでよろしいでしょうか。

○ 保険税課長

今お話がございましたように、低所得者の方にとってみれば、案①の方が有利という形になります。

○ 会長

ありがとうございました。承知しました。その他ございますか。すべての内容ご理解いただけましたか。

諮問については、次回の会議において、随時ご意見いただきたいと思っておりますのでご検討をお願いいたします。

今後につきましてですが次回第3回は、1月30日に本日の件をさらに協議し、ご意見を賜る機会としたいと思っておりますので、ご理解いただけますでしょうか。それでは、次回の会議もよろしくお願いいたします。

議事録署名人

会 長 澤地 雅弘

会長代理 村山 修